

曾谷小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず(やめる勇気)、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように(とめる勇気・はなす勇気)、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること(みとめる勇気)を旨として、いじめの防止のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等との一定の関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものとする。(いじめ防止対策推進法第2条より)

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係機関との連携を図りながら、学校全体(組織として)でいじめの防止対策と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

①いじめの未然防止

(基本的な考え方)

- ・いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を認識して取り組みます。
- ・子どもたちの人間関係作りを豊かにすることを大切にするとともに、いじめはあってはならないことをすべての教職員が共通理解して取り組みます。

(具体的な取り組み)

- ・「学校いじめ防止基本方針」の取り組みを児童・保護者にお知らせします。
- ・児童の差別的発言、行動があった場合は、その都度話し合いの場を設け、どうしていけなかったのか、何がいけなかったのかを考えさせるようにします。
- ・差別的発言や児童を傷つける発言等教職員の不適切な発言や体罰、いじめを助長することがあるので、人権的感觉を研修等で身につけていくようにします。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、児童一人一人の自己有用感・自己肯定感を高め、共感的な理解を図ります。
- ・児童の自発的な活動(学級内・委員会活動等)の中にいじめに関する活動を取り入れるようにします。
- ・年度はじめに各学級で、道徳や学級活動などでいじめ根絶に関する話し合いを進めます。また、生活アンケート(年間3回)を活用して、子どもたちの様子を担任が把握できるようにします。
- ・言ってはいけない言葉を担任と子どもたちで共通理解をし、年度の初めに話し合いの場を設けるようにします。
- ・挨拶を励行し、心の通い合う人間関係づくりに努めます。

②いじめの早期発見

(基本的な考え方)

- ・いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われていることがあることを認識し、児童の様子をきめ細かく見守っていきます。
- ・ささいな事であっても、普段と違う様子が見られたときは、すぐに声をかけたり、相談にのったりするなどの働きかけをします。

(具体的な取り組み)

- ・生活アンケートを年間3回(6月・11月・2月)に実施し、いじめの実態把握に取り組みます。
- ・教育相談箱を作り、子どもたちが悩んでいることや、相談したいことを気軽に伝えられるようにします。
- ・児童、保護者、教職員が、気軽にいじめに関して相談できる体制をつくり、訴えかけていきます。
- ・教育相談担当職員を活用していきます。
- ・関係機関の情報を保護者にお知らせするようにします。

③いじめが発生した際の対処

(基本的な考え方)

- ・いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応していきます。
- ・事実確認を素早く、慎重に聞き取り、丁寧かつ迅速な対応をしてきます。
- ・いじめによって起きている事象を改善し、子どもたちの学校生活の安全、安心を取り戻します。

(具体的な取り組み)

- ・マニュアルを活かし、初期対応を素早く行います。
- ・いじめの発見、相談を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行います。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるようにします。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学年主任・管理職等や「いじめ防止の組織」に基づいて報告をし、情報の共有を図り、組織で対応するようにします。
- ・事実確認の結果は、校長が市教育委員会に報告します。
- ・保護者にも連絡をして、学校だけではなく、全体でいじめの改善に向けて取り組むようにします。
- ・いじめられた児童、保護者へは、一日でも早く学校生活が安心、安全の場になるように、不安や悩みを解消させていきます。
- ・いじめた児童へは、いじめの背景にも目を向けて話を聞き、心のケアを行うようにします。
- ・いじめた児童の保護者へは、いじめの事実を伝えるとともに、いじめの背景にあった行為や事実にも目を向け、温かく見守っていくように声をかけるようにします。

④いじめの再発防止

(基本的な考え)

- ・いじめの事象について全職員で共通理解をし、児童への働きかけを行います。

(具体的な取り組み)

- ・事後の観察を継続して行うようにします。
- ・一層の声かけ、働きかけを行います。
- ・継続的な話し合いやカウンセリングを行うようにします。

(2) いじめ防止の組織

①名称及び組織構成等

(名称) 曾谷小学校いじめ防止対策委員会

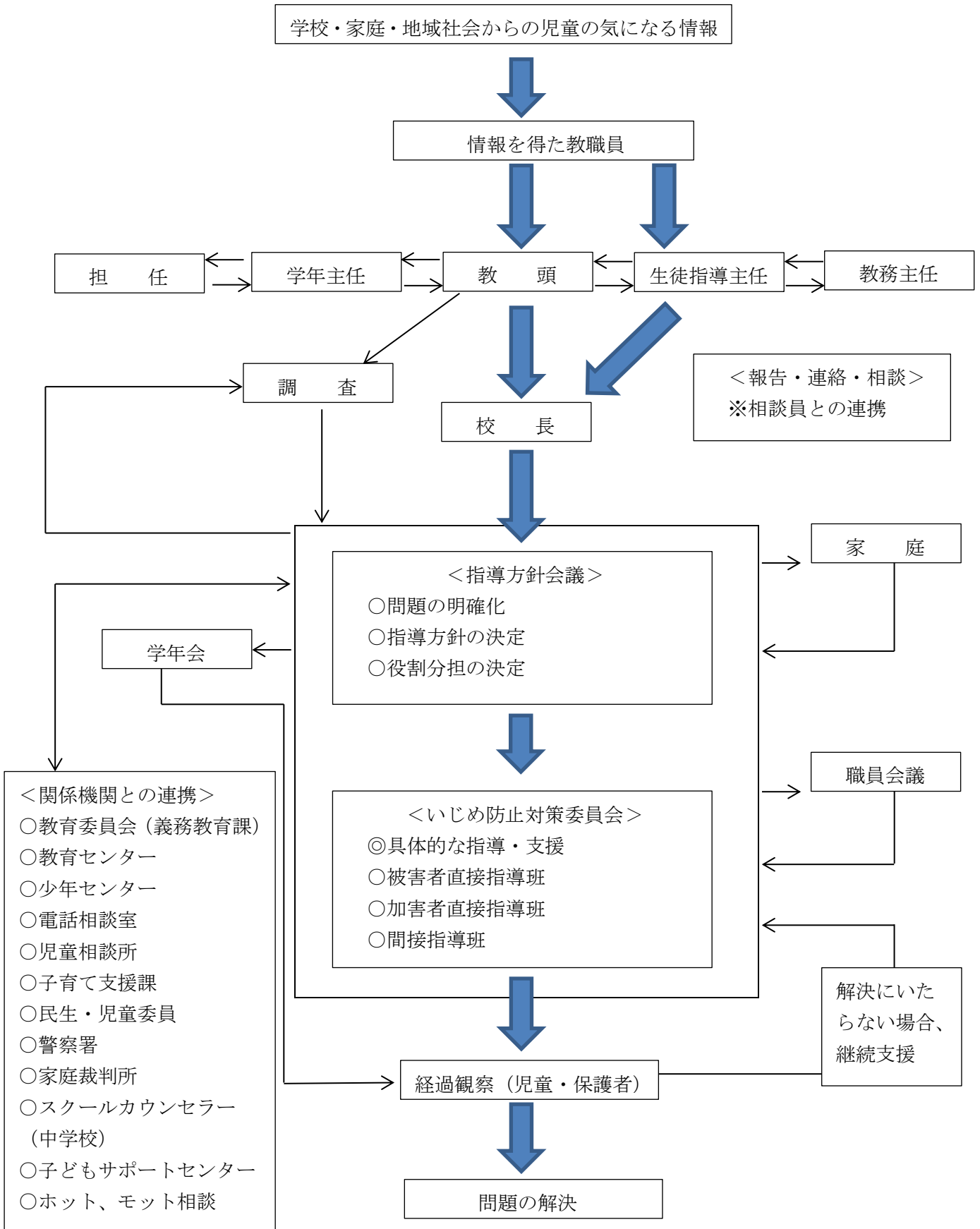
(役割)

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめ相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応
- ・研修の計画、実施
- ・マスコミ対応

(構成員及び組織図)

- 学校基本方針の策定、周知 . . . 全職員
- 日常的な業務 . . . 教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭
- 緊急会議 . . . 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭

いじめ問題への組織的対応図



(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童の自殺の企画等）や、相当期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

・重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長

- ①教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。
- ②上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講じる。

(4) 公表、点検、評価等について

(基本的な考え方)

- ・いじめ問題を隠蔽せず、個人のプライバシーに配慮しながら公表します。
- ・学校いじめ防止基本方針が、すべての教職員が共通理解のもと、機能しているか、定期的に点検、評価を行います。

(具体的な取り組み)

- ・学校だより、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表します。
- ・毎年、いじめに関する調査を行い、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて対応をとります。
- ・いじめ問題への取り組みを評価し、評価結果を踏まえて改善をしていきます。